

## 公 示

次のとおり、契約の相手方を公募します。

平成24年2月6日

支出負担行為担当官

茨城労働局総務部長

田中 伸彦

### 1 公募内容

#### (1) 名称

県内6箇所における自家用電気工作物保安管理業務委託

#### (2) 管理対象場所

水戸市水府町1573-1 水戸公共職業安定所

笠間市石井2026-1 水戸公共職業安定所笠間出張所

日立市若葉町2-6-2 日立公共職業安定所

土浦市真鍋1-18-19 土浦公共職業安定所

龍ヶ崎市若柴町1229-1 龍ヶ崎公共職業安定所

鹿嶋市宮中1995-1 常陸鹿嶋公共職業安定所

#### (3) 業務の内容

- ①上記各公共職業安定所に設置されている電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検・測定及び試験を行う。それにより、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について委託者へ報告する。
- ②電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、委託者もしくは電力会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止につきてるべき措置について報告するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続の助言を行う。
- ③電気事業法第107条第2項に規定する立入検査の立会い。
- ④自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続の助言を行う。

- ⑤自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてそのとるべき措置について委託者へ報告する。
- ⑥自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、委託者の通知を受けて、工事中の点検を行い、必要に応じてそのとるべき措置について委託者へ報告する。
- ⑦その他自家用電気工作物の維持・運用に必要な業務

## 2 公募に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しないものであること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

## 3 業務委託に関する条件等

- (1) 受託者は契約の履行に際し、その一部又は全部を他の個人事業者（電気管理技術者）又は電気保安法人に再委託してはならない。
- (2) 受託者は、保安管理業務を実施する者には電気主任技術者免状の交付を受けている者をあてるものとし、管理対象となる各公共職業安定所に専属の電気主任技術者を担当者として配備することとする。
- (3) 委託者から連絡を受けてから、管理対象となる各公共職業安定所へ1時間以内で到着できる体制を確保すること。また、風水害・雷害等の被害が予測される場合には、迅速な対応が可能な体制を確保すること。

## 4 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で参加を希望する者は、仕様書を交付するので、以下により意思表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 平成24年2月20日（月）17時
- (2) 意思表示先 茨城労働局総務部総務課会計第二係
- (3) 意思表示方法 必ず事前に電話連絡のうえ、FAXまたはメール（[soumuka2@ibarakiroudoukyoku.go.jp](mailto:soumuka2@ibarakiroudoukyoku.go.jp)）にて
- (4) 意思表示様式 任意様式とする。

## 5 その他

公募の結果、参加者が複数ある場合、一般競争入札を行うものとする。

【本件担当 連絡先】

住 所 〒310-8511

茨城県水戸市宮町1-8-31

茨城労働総合庁舎

担 当 茨城労働局総務部総務課

会計第二係 小尾

電 話 029-224-6211

FAX 029-224-6245